

## 第三者行為による被害届等の書類作成について

蒲郡市役所 保険年金課

交通事故等、他人（自分以外の人）が原因となったケガ・病気などで、国民健康保険を使用して治療を受けた場合は、この『被害届』等を提出していただくことになっています。次の点を参考にして、できるだけ早く届け出をお願いします。

《提出していただく書類》

### 1. 第三者行為による被害届

- ① 「事故発生日」欄は、交通事故証明書を参考にして記入してください。
- ② 「事故原因と状況」欄は、できるだけ詳しく記入してください。
- ③ 「被害者名」・「運転者」・「保有者」・「契約者」欄は、記入もれのないようにお願いします。
- ④ 「自賠責保険」欄は、相手方の自動車損害賠償責任保険証明書等を参考に記入してください。
- ⑤ 「任意保険」欄は、相手方の任意保険証券等を参考に記入してください。

### 2. 事故発生状況報告書

図の説明はよく分かるように、できるだけ詳しく記入してください。  
なお、できるかぎり被害者・相手方双方確認のうえ記入してください。

### 3. 念書

被害者（国民健康保険を使用して治療を受けた人）が作成します。

なお、未成年者である時には、その親権者の方が署名、捺印してください。

### 4. 誓約書

相手方側で作成していただってください。誓約者とは、原則として運転者ですが、未成年者、学生等の無収入のため支払不能者である場合は、その親権者等が誓約者となります。

また、運転者が業務上で起こした事故の場合は、保証人欄へ事業主の職・氏名を記入し、社印を使用してください。

### 5. 交通事故証明書

原本を一通ご用意ください。

以上、不明な点がありましたら、下記の担当者へお問い合わせください。

なお、治療が完了・中止なされたとき、又は示談された場合は、必ずご連絡いただきますようお願いいたします。

保険年金課 国民健康保険担当 TEL (0533-66-1103)